令和８年（フ）第３６０号
大津市皇子が丘三丁目１番６―403号
債務者　大本　貴弘
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６４号
大津市皇子が丘一丁目２番12―204号、前住所奈良県大和郡山市額田部北町539番地２
債務者　徳村　恭子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６８６号
神戸市須磨区北落合３丁目１番365―401号
債務者　川口　智也
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０４号
兵庫県姫路市東夢前台２丁目65番地　県営姫路東夢前台住宅２棟903号
債務者　梅田　陸斗
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４０９号
兵庫県姫路市東今宿３丁目９番17―405号
メゾン中村東今宿
債務者　山田　浩子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４７８号
兵庫県神崎郡市川町神崎467番地の１
債務者　西本　達也
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１３３号
鳥取県米子市車尾５丁目12番64号　103号
債務者　石橋　　翼
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第６２号
福岡県築上郡上毛町大字東下1455番地、前住所福岡県宮若市磯光595番地７
債務者　近藤多恵子（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第７０号
福岡県行橋市上津熊89番地グラントＫ201
古館流那方、住民票上の住所北九州市小倉南区朽網東３丁目16番７号
債務者　漆島　瑛治
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第７７号
福岡県行橋市行事２丁目５番15号　オーク行橋Ａ棟201
債務者　中尾　麻衣
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第７９号
福岡県築上郡吉富町大字小祝799番地１
債務者　渡邊あおい
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第８１号
福岡県京都郡みやこ町勝山黒田1741番地３小長田団地７―13号
債務者　元岡　由衣
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第３６９号
熊本市西区春日１丁目７―13　M’ｓ４302号、住民票上の住所熊本県荒尾市増永897番地２　レジデンスフジ荒尾　２号
債務者　梶野　沙織
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１８号
大分市大字中戸次4076番地　７棟208号
債務者　小野　修二
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３４８号
宮崎市大字恒久5567番地　野崎病院内
債務者　松﨑久美子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４６号
宮崎県日南市大字平野6265番地２　大洋桜ケ丘コーポ３号
債務者　山中　峯穂
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第２３８号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原757番地22　ニューライフ栄口Ａ―２
債務者　高里　知子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係